

令和2年第2回定例会（12月議会）

教育公安委員会提出資料
（付託議案審査関係資料）

令和2年11月26日

教 育 委 員 会

目 次

教職員給与課

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例案について 1
- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例案について 5

市町村立学校職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 第1条による改正関係

令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げる。
(第22条関係)

職員の区分	改正前	改正後	増減
一般職員	125/100	120/100	△ 5/100
再任用職員	70/100	65/100	△ 5/100

(2) 第2条による改正関係

令和3年6月以降に支給する期末手当の支給割合について、次のとおり6月期は引き下げ、12月期は引き上げる。(第22条関係)

職員の区分	支給期	改正前	改正後	増減
一般職員	6月	125/100	122.5/100	△ 2.5/100
	12月	120/100	122.5/100	+ 2.5/100
再任用職員	6月	70/100	67.5/100	△ 2.5/100
	12月	65/100	67.5/100	+ 2.5/100

3 施行期日

- ・ 令和2年12月支給分 令和2年12月1日
- ・ 令和3年度以降支給分 令和3年4月1日

(参考)

期末・勤勉手当の支給割合

(単位：月)

区 分		現 行			令和2年度 (改正後)			令和3年度 (改正後)		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期 末	一般職員	1.250	1.250	2.500	1.250	1.200	2.450	1.225	1.225	2.450
	再任用職員	0.700	0.700	1.400	0.700	0.650	1.350	0.675	0.675	1.350
勤 勉	一般職員	0.925	0.925	1.850	0.925	0.925	1.850	0.925	0.925	1.850
	再任用職員	0.450	0.450	0.900	0.450	0.450	0.900	0.450	0.450	0.900
合 計	一般職員	4.350			4.300			4.300		
	再任用職員	2.300			2.250			2.250		

※網掛け部分が改正箇所

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 七 略</p>	<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 七 略</p>
<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）</p> <p>新</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4 七 略</p>	<p>旧</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 七 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。（第3条関係）

支給月	現行	令和2年度(改正後)		令和3年度(改正後)	
6月	162.5/100	162.5/100	—	160/100	△2.5/100
12月	162.5/100	157.5/100	△5/100	160/100	+2.5/100
合計	325/100	320/100	△5/100	320/100	—

3 施行期日

- ・令和2年12月支給分 令和2年12月1日
- ・令和3年度以降支給分 令和3年4月1日

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>